

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：職業能力開発局能力評価課

<p>施策名</p>	<p>技能継承・振興のための施策を推進すること (V-3-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること</p>																		
<p>施策の概要</p>	<p>我が国の産業競争力の基盤となる高付加価値製品の生産、質の高いサービスの提供のために不可欠な「現場力」（ものづくりの現場をはじめさまざまな現場における実践的な経験に裏打ちされた技能・技術、問題解決能力、管理能力）やそれを支える人材の育成・確保を図るための取組を総合的に推進する。</p>																			
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 2007年以降数年間は、団塊世代の大量退職により高度なものづくり技能が喪失されるいわゆる「2007年問題」が懸念されている。製造業の事業所のうち46.2%が、団塊世代の退職などが技能継承上問題があるとしており、「問題がある」とする事業所のうち技能継承の取組を行っているが、対応上になんらかの問題があるとする事業所は83.1%に上っている(厚生労働省「能力開発基本調査」(2007年))。 このため、団塊世代の大量退職に備え、各企業における技能継承が円滑に進むよう、実効性のある施策を展開する必要がある。 また、若年層のものづくり離れが問題となっており、製造業における新規学卒入職者数(2005年)は18万5百人と前年に比べ20.1%増加したが、ピーク時である1992年の34万3百人の約半分(53.0%)と、依然として低い水準に留まっている(厚生労働省「雇用動向調査」)。 このような中で、平成19年11月に開催された2007年ユニバーサル技能五輪国際大会は技能五輪国際大会と国際アビリンピックが史上初めて同時開催されたものであるが、両大会共に日本選手団が好成績を収めるとともに、来場者数も予想を大きく上回り、ものづくり技能の魅力や重要性を多くの国民に認識してもらう契機となった。今後は、この技能尊重気運を一過性のものとせず、ものづくり技能の魅力や重要性に対する認識をさらに高め、若年者の就業意欲の喚起や円滑な技能の継承といった、具体的な成果につなげていくことが重要である。</p> <p>(有効性) 若年者向けである3級技能検定の受検者数が目標値を上回る水準(速報値)を維持しており、技能の重要性、必要性についての啓発の推進を図るための技能啓発等推進事業など当該施策は技能の振興及び技能継承に有効であると評価できる。</p> <p>(効率性) 技能の重要性、必要性についての啓発の推進を図るための技能啓発等推進事業など前年同様の事業を展開する中で、3級技能検定の受検者数が増加していることから、より効率的に事業を実施できたと評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 3級技能検定の受検者数が目標値を上回り、毎年増加していることは、ものづくり企業の次代を担う若年者が増加していると考えられることから、技能継承・振興のための施策を推進するという施策目標を達成する上で有効かつ効果的な施策であると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <table border="1" data-bbox="384 1664 1284 1944"> <tr> <td colspan="2">2 評価結果への政策への反映の方向性</td> </tr> <tr> <td>i</td> <td>施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡大要求等の見直しを検討</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>機構・定員要求を検討</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施策目標及び個別目標のすべてが目標を達成しており、有効であると評価できる。また、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会によりもたらされた技能尊重気運の醸成によって、より効率的に施策を実施することが可能になるため。</td> </tr> </table>		2 評価結果への政策への反映の方向性		i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)	ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)		(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討		(ロ) 見直しを行わず引き続き実施		(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡大要求等の見直しを検討	iii	機構・定員要求を検討	(理由)		施策目標及び個別目標のすべてが目標を達成しており、有効であると評価できる。また、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会によりもたらされた技能尊重気運の醸成によって、より効率的に施策を実施することが可能になるため。	
2 評価結果への政策への反映の方向性																				
i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)																			
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)																			
	(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討																			
	(ロ) 見直しを行わず引き続き実施																			
	(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡大要求等の見直しを検討																			
iii	機構・定員要求を検討																			
(理由)																				
施策目標及び個別目標のすべてが目標を達成しており、有効であると評価できる。また、2007年ユニバーサル技能五輪国際大会によりもたらされた技能尊重気運の醸成によって、より効率的に施策を実施することが可能になるため。																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) *【 】内は目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	3級技能検定の受検者数(単位: 人) (前年度実績(141,102人) 以上/平成19年度)	72,306 【119.9%】	78,337 【108.3%】	105,349 【134.5%】	141,102 【133.9%】	156,439 【110.9%】
(調査名・資料出所、備考) ・中央職業能力開発協会及び職業能力開発局調べによる。						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	○職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する付帯決議	平成18年5月11日参議院厚生労働委員会、6月9日衆議院厚生労働委員会	・「「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」の成功に万全を期すとともに、同大会を契機として、技能とものづくりの振興に積極的に取り組むこと。」

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局

		政策体系上の位置付け
施策名	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること (VI-4-1)	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策目標4-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
施策の概要	児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、自立を促すため、虐待の「発生予防」から「早期発見・早期対応」、さらには虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備、充実させる。併せて、配偶者による暴力被害者の適切な保護及び自立に向けた支援のため、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設における相談・保護の充実化を図る。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 児童虐待への対応については、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)」が施行され、その後平成16年には児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきたところである。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成18年度には児童虐待防止法制定直前の約3倍に当たる37,323件となるなど、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。こうした状況を踏まえ、平成19年5月、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等の規定の整備等を行う「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成20年4月より施行されたところである。</p> <p>また、配偶者からの暴力(以下「DV」という。)の問題については、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という。)」が成立し、同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設において、DV被害の相談・保護を行うこととされた。その後、平成16年12月と平成19年7月にDV法が改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化、市町村の役割強化が盛り込まれ、支援の充実を図ってきたところである。しかしながら、婦人相談所における夫等の暴力の相談件数は、平成13年度13,071件(19.2%)から平成18年度22,315件(29.6%)と増加しており、依然として早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p>(有効性) 住民に身近な市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)の設置が促進されているとともに、児童相談所における24時間365日体制確保などの児童相談所の体制強化が進んでいる(※1)。</p> <p>また、より家庭的な環境の中できめ細やかなケアを行えるよう、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数の増加による施設の小規模化も進むなど、児童虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」、子どもの「保護・自立支援」の取組に一定の成果を示している(※2)。この小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の設置をさらに推進するため、平成20年7月1日から小規模グループケアを1施設あたり2か所まで指定できることとしたほか、地域小規模児童養護施設の複数設置の際の要件を緩和したところである。</p> <p>さらに、婦人相談員の設置数についても増加しており、DV被害の相談体制の充実が図られたことにより目標達成に向けて進展があったものと評価している。</p> <p>(効率性) 住民に身近な市町村において関係機関が児童に係る情報や考え方を共有し、適切な対応を図るための連携等の体制整備が進んでおり、効率的であると認められる。</p> <p>(総合的な評価) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)を設置する市町村数は、平成15年度と19年度を比較すると、約1.6倍となり、婦人相談員の設置数も、平成15年度以降年々増加している。また、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の設置については、平成21年度の達成水準とはまだ開きがあるが、設置要件の緩和等目標達成に向けた取組を行っている。これらのことから、児童虐待やDVへの支援体制の充実が図られているものと評価できる。</p> <p>※1 虐待防止ネットワークは、児童虐待防止の機能を持つ市町村域での関係機関・団体等の任意のネットワークをいう。 また、要保護児童対策地域協議会は、ネットワークの構成員に守秘義務を課す、関係機関の調整を図る機関を設置する等、ネットワークの機能をさらに強化し、平成16年より児童福祉法上に位置づけられたものであり、平成20年度より、市町村における設置が努力義務化されている。</p> <p>※2 小規模グループケアは、できる限り家庭的な環境の中で養育を行うために、施設におけるケア形態を小規模化したものである。小規模グループ化するメリットとして、より家庭的な雰囲気の中で、きめ細やかなケアを行うことが可能になること、また、専属職員の配置により、子どもとの安定的な人間関係が構築</p>	

され信頼関係がより強固なものとなる事が挙げられる。

また、地域小規模児童養護施設は、家庭への復帰が困難な児童等を対象に、既存の住宅等を利用して、一般家庭に類似させた中で養育するものである。メリットは、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養育を実施することにより、入所児童の社会的自立を促進することにある。

(評価結果の分類)

i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)	
<p>全体として、児童虐待やDVへの支援体制の充実といった施策目標の達成に向けて取組が進展しており、現在の施策を引き続き推進していく必要がある。</p> <p>また、婦人保護施設への常勤心理療法担当職員の配置については、施設における取組が十分に進んでいないが、DV被害者をはじめとする婦人保護施設利用者への心理的支援のために必要であり、引き続き都道府県及び婦人保護施設に対し配置を働きかけていくものである。</p> <p>入所者に対する心理的ケアを継続的に行い深刻な被害の回復を図るとともに、被害者の自立を支援する職員に対する適切な助言等を行うなど、DV被害者等への支援体制の充実を図るという観点から、心理療法担当職員の常勤化のニーズは高い。</p> <p>今後、新規及び現在雇い上げの心理療法担当職員について、婦人保護施設の職員としての適性・能力の有無を適正且つ迅速に見極め、常勤化へ早期に移行するよう都道府県及び婦人保護施設に対し促していく。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	967 【-】	1,243 【-】	1,224 【-】	1,271 【-】	1,536 【-】
2 24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市数(単位/自治体) (全ての都道府県、指定都市、児童相談所設置市/平成21年度)	-	-	43 【-】	64 【-】	66 【-】
3 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数 (単位:か所) (845か所/平成21年度)	40 【-】	280 【-】	375 【-】	440 【-】	503 【-】
4 婦人相談員の設置数 (単位:人) (前年度以上/毎年度)	840 【104.3%】	866 【103.1%】	904 【104.4%】	915 【101.2%】	980 【107.1%】

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	男女共同参画基本計画(第2次)(閣議決定)	平成17年12月27日	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 ○児童虐待への取組の推進
	子ども・子育て応援プラン(少子化社会対策会議決定)	平成16年12月24日	・虐待防止ネットワークを平成21年度までに全市町村で設置 ・育児支援家庭訪問事業を平成21年度までに全市町村で実施 ・児童相談所の夜間対応等の体制整備を今後5年間で全都道府県・指定都市で実施 ・児童家庭支援センターを平成21年度までに100か所整備 などに取り組むとともに、概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿では、「児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会になる(児童虐待死の撲滅を目指す)」
	新しい少子化対策について(少子化社会対策会議決定)	平成18年6月20日	(1) 子育て支援策 ⑦ 子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワークの構築 (3) その他重要な施策 ④ 児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化
	第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	「児童相談所、警察、学校、NPOなどが連携して、子どもを虐待から守る地域ネットワークの市町村への設置を進めます」、「配偶者からの暴力や母子家庭など、困難な状況に置かれている女性に対し、行き届いたケアや自立支援を進めます」

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名: 社会・援護局保護課

社会・援護局保護課自立推進・指導監査室

評価実施時期: 平成20年8月

		政策体系上の位置付け
施策名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること (VII-1-1)	基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
施策の概要	生活保護制度は、利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 生活保護制度は、生活に困窮する者に対し、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図ることを目的としており、いつの時代も健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットである。平成7年度以降、保護率(人口に対する生活保護受給者数の割合)は上昇し、平成18年度において11.8%となっている。 今日の生活保護を取り巻く環境は、生活保護受給世帯においては、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、配偶者からの暴力、虐待、多重債務、元ホームレスなど多様な問題を抱えており、また、相談に乗ってくれる人がいないなど社会的な絆が希薄な状態にある。加えて、保護受給期間が長期にわたる場合も少なくない。一方、保護の実施機関である自治体の福祉事務所においては、これまでも担当職員が被保護世帯の自立支援に取り組んできたところであるが、生活保護受給世帯の抱える課題の複雑化と生活保護受給世帯の増加により、担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでは、十分な支援が行えない状況となっている。 また、医療扶助等において不正受給事件が発生する一方、生活保護の相談の段階や保護廃止決定を行う際に保護の適用に関してきめ細やかな対応を必要とするケースも見受けられた。 このため、生活保護制度が最後のセーフティネットとしての役割を果たし続けるには、生活保護を受けるべき者が受け(漏給防止)、受けるべきでない者が受けず(濫給防止)、また保護を受けている者もその者の能力に応じた自立を目指す(自立支援)ことが求められている。</p> <p>(有効性) 自立支援プログラムは、単に就労による経済的自立を目指すだけでなく、生活保護受給者の抱える多様な課題を踏まえ、個々の被保護者の状況に応じた自立を早期に支援する仕組みとして、これを受ける生活保護受給者及びこれを実施する生活保護の実施機関の双方にとって有効なものである。</p> <p>(効率性) 生活保護受給者への支援については、これまで担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があるが、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を自立支援プログラムの内容に反映させていくことにより、こうした経験等を組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率的な実施につなげることが可能となった。</p> <p>(総合的な評価) 自立支援プログラムには、就労による経済的自立のためのプログラムのみならず、日常生活において自立した生活を送ることを目指すプログラム、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指すプログラムがあり、各プログラムの目的・内容が様々であることから、定量的な評価は困難であるが、導入初年である平成17年度の参加者28,028人に比べ、平成18年度の参加者は60,555人、平成19年度の参加者は76,695人と着実に増えていることから、生活保護受給者の自立の助長に資していると認められる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) <input checked="" type="radio"/> 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) <p>(理由) 自立支援プログラムは、平成17年度に開始し、現在、着実に実績を上げつつあるが、生活保護を取り巻く状況を考慮すると、引き続き自立支援プログラムによる自立支援を推進する必要がある。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	自立支援プログラムの各年度の参加者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	—	28,028 【-】	60,555 【216.0%】	76,695 【127.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局保護課調べによるものであり、自立支援プログラムの導入を推進することとした平成17年度からのものである。 ・指標1は、毎年12月末現在の数値である。 ※「自立支援プログラム」とは、保護の実施機関が管内の生活保護受給者世帯全体の状況を把握した上で、生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施するものである。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	・「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定 厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的な目標を平成19年内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。
	「福祉から雇用へ」推進5か年計画	平成19年12月26日	・「平成19年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。」

平成20年度実績評価書要旨

担当部局名: 社会・援護局地域福祉課

社会・援護局福祉基盤課

評価実施時期: 平成20年8月

施策名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること (VII-2-1)	政策体系上の位置付け 基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
施策の概要	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、地域福祉等推進特別支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されている。 しかしながら、少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢者や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。</p> <p>(有効性) ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成19年度中に退所した者の約70%が、就労または福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 また、地域福祉計画の策定率は平成15年度の10.4%から平成19年度の38.4%へ、日常生活自立支援事業の利用契約者数は平成15年度の6,252人から平成18年度の7,626人へ増加しており、地域の要援護者に対する支援の推進に有効性があると認められる。</p> <p>(効率性) ホームレス総合相談推進事業等によりホームレス個々の状況に応じて、効率的に自立が図られている。 また、地域福祉推進の一環として、日常生活自立支援事業や地域福祉等推進特別支援事業等をメニュー事業として実施しており、地域の実情に応じた事業の実施を図っている。</p> <p>(総合的な評価) ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。 また、「ふれあい・いきいきサロン」の設置数についても、平成18年度以降は調査を実施していないが、平成15年度と比較すると増加傾向にある等、地域福祉の推進に向けて着実に事業が展開されていると評価できる。 苦情受付件数に占める解決件数の割合についても、平成16年度から平成18年度までは95%以上と目標を達成しており、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 ⓧ 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) <p>(理由)</p> <p>個別目標1については、ホームレス数が減少していることから、現行のホームレス事業が有効に機能していることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。</p> <p>個別目標2については、地域の要援護者に対する支援の促進が着実に実行されていると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。</p> <p>個別目標3については、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合が平成16年度以降95%以上を示し施策目標を達成しており、現行の苦情解決事業が有効に機能していると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。</p> <p>なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金において、日常生活自立支援事業、地域福祉等推進特別支援事業等の事業を実施し、地域福祉の推進を支援してきたところであるが、平成20年度においては、地域福祉活性化事業等の新規事業を実施するとともに、既存の事業についても見直し、充実等を行っているところである。また、平成20年3月に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書が取りまとめられたところであり、本報告書を踏まえ、今後、よりいっそうの地域福祉の推進を図ることとしている。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準／達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値／達成水準)

		H15	H16	H17	H18	H19
1	ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(単位:人) (-)	3,322 【-】	3,588 【-】	3,546 【-】	3,734 【-】	5,335 【-】
2	ふれあい・いきいきサロンの設置数(単位:か所) (前年度以上／毎年度)	26,729 【136.0%】	-	39,496 【-】	-	-
3	苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上／毎年度)	94.9 【99.9%】	95.7 【100.7%】	95.0 【100.0%】	96.7 【101.8%】	93.0 【97.9%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。
 - ・指標2は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した調査によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していないため、数値を把握していない。
 - ・指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。なお、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。
- ※「運営適正化委員会」については、個別目標3の主な事務事業欄を参照。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	なし		

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局総務課災害救助・救援対策室

施策名	災害に際し応急的な支援を実施すること (VII-3-1)	政策体系上の位置付け 基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること
------------	-------------------------------------	---

施策の概要	災害発生時に、要援護者に対して、適切な福祉サービスを提供すること。
--------------	-----------------------------------

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 我が国は、気候、風土の変化に富み、それだけに自然の猛威を受けやすい地理的、気象的条件を有しているため、古くから多くの災害に見舞われている。災害発生時には迅速な対応が求められるが、特に、高齢者や障害者など災害に弱いとされる災害時要援護者に対する避難支援対策が喫緊の課題となっており、各自治体において十分な対策がとられるよう、国として支援していくことが必要である。</p> <p>(有効性) 避難所の設置により、住民の生命に危険をもたらすおそれのある住居等から安全な場所に避難させるよう措置がとられており、避難所設置によって有効な応急救助が実施されている。</p> <p>(効率性) 避難勧告後または地震発生後、直ちに必要量の避難所が設置されており、住民の生命の安全が迅速に確保されていることから、効率的な応急救助が実施されている。</p> <p>(総合的な評価) 避難勧告が出された地域の住民全員が、安全な場所に避難できるよう避難所が設置されており、公平性の観点においても、的確な応急救助が実施されている。 平成19年度に災害救助法が適用された15件については、速やかに避難所が設置され、国の助言等により適切な応急救助が行われたものと評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="radio"/> 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） </div> <p>(理由) 施策目標に掲げる「災害に際し応急的な支援を実施すること」は、災害救助法の目的そのものであり、今後も必要な救助を行うとともに、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る必要があることから、見直しは行わず引き続き実施するものである。</p>
-------------------------------	--

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	被害発生から避難所設置までの時間(単位:時間) (-)	-	-	-	-	-
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、災害が発生した場合に、避難所の設置が必要と判断したときは、速やかに避難所を設置する必要がある。 ・過去5年間の災害救助法の適用件数は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 14市町村 平成16年度 150市町村 平成17年度 38市町村 平成18年度 21市町村 平成19年度 15市町村 ・平成19年度に災害救助法が適用された災害の15市町村の内訳は、大雨災害1件(1町)、地震10件(8市1町1村)、台風3件(2市1町)及び低気圧による災害1件(1町)であり、個別の状況については次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ○平成19年熊本県大雨災害 平成19年7月6日 <ul style="list-style-type: none"> 2:49 宇城八代・天草地方に大雨洪水警報 10:40 下益城郡美里町に避難勧告 10:40 下益城郡美里町避難所設置 ○平成19年新潟中越沖地震 平成19年7月16日 <ul style="list-style-type: none"> 10:13頃 地震発生 10:25 上越市避難所設置 10:30 出雲崎町避難所設置 10:30頃 柏崎市避難所設置 11:00頃 長岡市避難所設置 11:00頃 刈羽村避難所設置 <p>※小千谷市、三条市、十日町市、燕市及び南魚沼市については、避難所は設置していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○台風5号<宮崎県> 平成19年8月2日 <ul style="list-style-type: none"> 8:55 高千穂地区に大雨洪水暴風警報 18:45 西臼杵郡日之影町に避難勧告 <p>※西臼杵郡日之影町については、避難所は設置していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○台風11号及び前線による大雨にかかる災害<秋田県> 平成19年9月17日 <ul style="list-style-type: none"> 4:28 北秋鹿角地域、能代山本地域に大雨洪水警報 18:05 北秋田市に避難勧告 18:05 北秋田市避難所設置 22:40 能代市に避難勧告 22:40 能代市に避難所設置 ○2月23日から24日にかけての低気圧による災害<富山県> 平成20年2月24日 <ul style="list-style-type: none"> 4:10 東部北地域に波浪警報 6:28 下新川郡入善町に避難勧告 6:28 下新川郡入善町避難所設置 						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	なし		

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局援護企画課外事室

施策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること (VII-5-2)	政策体系上の位置付け 基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策の概要	戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行う。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 戦没者の遺骨については、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収集できない地域が残されているという事情はあるものの、未だ多くの海外戦没者遺骨が海外に残されていることから、遺骨収集の促進に努めている。また、硫黄島等全15箇所に建立した戦没者慰霊碑については、それぞれ建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。 一方で、戦後60年以上が経過し、遺骨等の所在に関する情報が減少するとともに、戦没者の遺族の高齢化が進んでいることから、これらの施策を、より迅速かつ着実に実施することが求められている。</p> <p>(有効性) 慰霊巡拝事業については、戦没者遺族からの要望の多い旧主戦場地域やシベリア等を巡拝するとともに、巡拝への参加に必要な医師の診断書の提出を参加決定後にするなど遺族が参加しやすい仕組みの整備に努めており、戦没者遺族に対する慰藉をするために、有効であるといえる。</p> <p>(効率性) 遺骨収集等事業について、南方地域においては、平成18年度から実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集に基づき計画的に実施しており、効率的に行っているといえる。</p> <p>(総合的な評価) 戦没者の遺骨収集や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施等により、戦没者遺族の慰藉という目標の達成に向けて進展があった。 平成19年度においては、慰霊巡拝については全12回、遺骨収集等事業についても遺族等の関係者とともに全27回実施し、全ての巡拝を滞りなく実施することができ、遺族の慰藉に進展があったことから、今後も着実に実施していくこととした。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="radio"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 <input checked="" type="radio"/> iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） <p>(理由)</p> <p>戦後60年以上が経過し、遺骨情報が減少したことにより、特に南方地域において、今後の遺骨収集の促進を図るため、平成18年度から概ね3年間をかけて、海外未送還遺骨の集中的な情報収集を、民間団体に委託して実施しているところであるが、事業の成果について分析した結果、民間団体に対する徹底した指導、助言を行いつつ、現地調査員の恒常的な雇用及び現地政府機関等に対する協力を依頼する等、国の協力体制を構築する必要があるとの結論が得られたことから、新たに定員要求することとしたものである。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 遺骨収集等事業の実施数(単位:回) (-)	32 【-】	35 【-】	27 【-】	26 【-】	27 【-】
2 慰霊巡拝の実施数(単位:回) (-)	12 【-】	13 【-】	13 【-】	10 【-】	12 【-】
(調査名・資料出所、備考)					
指標1及び2は、社会・援護局援護企画課外事室調べによる。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局業務課

施策名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること (VII-5-4)	政策体系上の位置付け 基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること
施策の概要	恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 旧陸海軍の人事資料については、恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成や、遺族等からの照会などに使用されるが、作成されてから数十年を経過しているため、損傷が激しいものも多く、適切に保管するための作業を進める必要がある。 また、恩給請求書の進達については、現在、恩給請求者の高齢化が進んでいることから、その進達業務を迅速かつ適切に行うことが求められている。</p> <p>(有効性) 旧陸海軍の人事関係資料は、作成されてから数十年を経過し、損傷が激しいものも多いため、そのデータベース化を行うことは、適切な整備保管のために有効な施策であるといえる。</p> <p>(効率性) 旧陸海軍の人事資料に係る情報のデータベース化により、①情報が整備され、必要な名簿情報の検索等が迅速化していること、②長期的な保管が可能となることから、効率性の向上に寄与していると言える。</p> <p>(総合的な評価) 旧陸海軍の人事資料のデータベース化については、当初、データベース化する箇所の検討や資料の整備等に時間を要したことから、進展状況は全体の14%に留まっているが、今後4年間においては、データベース化の作業に専念できることから、平成23年度までには 全ての情報のデータベース化を終了することとしている。 また、恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合については、平成19年度は80%と目標達成には至らなかったが、これは従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務を行う必要があったことが原因である。しかし、目標達成率は平成18年の67%から上昇しており、処理件数自体は相当増加していること、従来業務とは異なる、別の履歴究明の業務は収束傾向にあることから、今後も事務処理の向上や資料の整備等をはかることにより、目標の確実な達成を目指していくこととしている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input checked="" type="radio"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） <p>(理由) 旧陸海軍の人事資料の適切な整備保管については、平成16年度から8年間の計画で平成23年度までに終了させることとなっており、データベース化に向けた着実な進展があることから、今後とも、引き続き実施していくこととしている。また、恩給の進達業務についても、当該業務を適切に実施するよう関係機関及び関係遺族から求められており、また、平成19年度は、平成18年度に比較して達成水準へむけた進展があったことから、今後とも、引き続き実施していくこととしたい。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合(単位:%) (100%/平成23年度)	—	0.1 【—】	7.9 【—】	10.0 【—】	13.7 【—】
2 恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(単位:%) (100%/毎年度)	(100)	(100)	(100)	67 (100)	80 【67.0%】【80.0%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会・援護局業務課調べによるものであり、軍人履歴原表の整備についての8年計画が策定された平成16年度からのものである。 ・指標2は、社会・援護局業務課調べによる。なお、進達に係る標準処理期間は、平成18年10月1日から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載している。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)